◆参考資料

＜目次＞

市町村等で実施する質の向上に関する取り組み例

（１）門真市での取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P32

①平成 28 年度門真市障がい児者相談支援連絡会　工程表（案）

②サービス等利用計画相談のご案内

（２）岸和田市での取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P39

①　サービス等利用計画・障害児支援利用計画岸和田市Ｖｅｒ　等

（３）泉佐野市での取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P43

①　サービス等利用計画チェックシート・サービス等利用計画評価表

②　平成 28 年度ケアマネジメント部会　年間計画と実践項目

③　平成 28 年度泉佐野市・田尻町自立支援協議会企画書

④　平成 28 年 4 月からの泉佐野市・田尻町におけるサービス等利用計画案の流れ

⑤　泉佐野市・田尻町における計画相談支援等を推進するための取り組み

（４）高槻市での取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P51

①　自立支援協議会（ケアマネジメント会議）　平成 27 年度の取り組み報告

②　自立支援協議会のまとめ（平成 27 年度実績）

（１）門真市での取り組み

①平成 28 年度門真市障がい児者相談支援連絡会　工程表（案）

門真市相談支援連絡会　工程表【案】

2015 年　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　2016 年

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
業務	モニタリング期間の基準	M	△課題の確認（羅列のみ）	●課題の協議	△案提示（提示のみ）	M△案における課題確認（羅列のみ）	●案協議案の決定	実施		M	●新しい課題整理	●課題解決について協議	報告	
	障害支援区分、主治医意見書の開示方法	工程の確認	●協議	△案提示案確定									報告	
	モニタリング時の事業所よりの情報提供のあり方	工程の確認		M	△課題の確認（羅列のみ）	●協議	●方法案の協議	周知	周知	実施			報告	
	事業所と計画相談の情報提供のあり方	工程の確認			M	△課題の確認（羅列のみ）	●協議	●方法案作成案の確定	周知	周知	実施		報告	
	業務の効率化について	工程の確認	M	△課題の確認（羅列のみ）	●協議	△中間整理書（提示のみ）	△課題の確認（羅列のみ）	△課題の確認（羅列のみ）	●今後の方向性手法の確認	●効率化案の作成	●効率化決定翌年度実施		報告	

周知	サービス等利用計画の説明資料作成	●協議	△案提示（提示のみ）	●案の決定配布開始				M	△課題の確認（羅列のみ）	●報告・修正協議	△修正案提示（提示のみ）	●案の決定配布開始	報告	
	相談支援事業所案内パンフレット	工程の確認	●協議	△案提示（提示のみ）	△案の決定配布開始									
	教育機関への周知連携	工程の確認	●協議	△方法案（提示のみ）	●方法案協議	●方法案修正実施	周知	周知	周知	周知	周知	周知	報告	
	高齢施策への周知連携	工程の確認						M	●協議	△方法案作成（提示のみ）	△案の決定実施	周知	報告	
	医療機関への周知連携	工程の確認					M	●協議	△方法案（提示のみ）	△案の決定実施	周知	周知	報告	
	生活保護課への周知連携	工程の確認					M	●協議	案提示（提示のみ）	△案決定実施	周知	周知	報告	
	障害福祉サービス事業所への周知連携	工程の確認	M	●協議	△方法案提示（提示のみ）	●案の決定実施	周知	周知	周知	周知	●新しい課題整理	△案作成（提示のみ）	決定翌年度実施	

当会のあり方	事例検討について	●協議	△要綱案（提示のみ）	△案の決定事例検討開始	要綱に沿って定期開催	要綱に沿って定期開催	要綱に沿って定期開催	要綱に沿って定期開催	要綱に沿って定期開催	要綱に沿って定期開催	要綱に沿って定期開催	要綱に沿って定期開催	報告	
	会議管理・事務局	●今年度の会の進め方について			●進捗状況の確認・新しい課題の確認・工程用修正				●進捗状況の確認・新しい課題の確認・工程表修正		M	●来年度の方向性について	●まとめの報告 次年度の課題について	●当年度会の進め方について

●は重点協議　∆は事前にメールにて調整しておき確認・決定のみを行うもの。

M：メールにて案や課題を募集する。

②サービス等利用計画相談のご案内

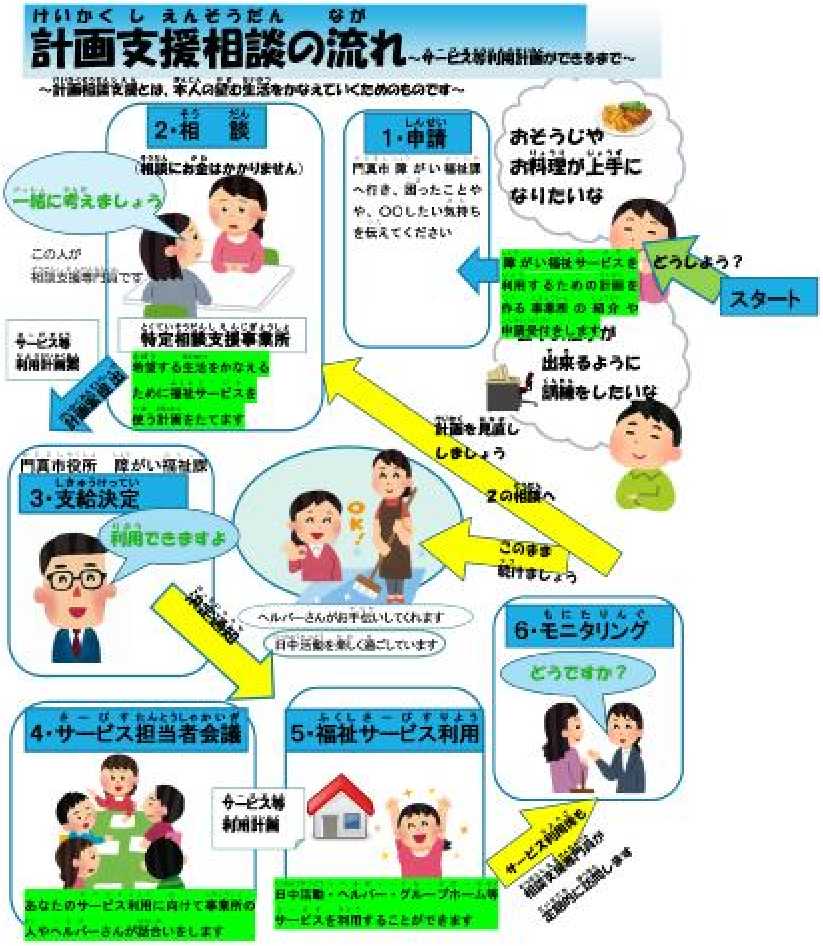

言葉の説明

① サービス等利用計画・相談ってなあに？

障がいを持つ人の希望や生活をかなえるために福祉のサービスを使って日々の生活の計画を立てることです。
相談したいなと思ったら、市で決められた相談事業所に行って、困っていることや悩み、希望する事をお話ください。専門の相談支援専門員がお話を聞いて貴方に合った計画を立てその計画案を市役所に申請します。相談の費用はかかりません。

② 申請・支給決定

市役所の障がい福祉課の人たちがサービス等利用計画案の検討をし「この福祉サービスを、この時間数で利用してください。」と決定が出ます。利用したい事業所を見に行ったり体験したりして、自分に合う所をさがして契約をします。

③ サービス担当者会議ってなあに？

あなたのサービス等利用計画を作成してくれた相談支援専門員の人や、事業所の人たちと一緒に、あなたが利用するサービスの内容を確認したり、これからどのように過ごしていきたいか話し合いをします。

④ 福祉サービス利用

ヘルパーさんに来てもらって買い物に行ったり、お掃除を手伝ってもらったり、さまざまな日中活動、グループホームの利用等ができます。

⑤ モニタリング

一定の期間サービスを利用してみて、サービス等利用計画の内容があなたに合っているのか、他に違う事がしたいことがあるのか等、計画の見直しをすることです。満足であればそのまま次のモニタリングまで同じサービスを利用します。

♪サービス等利用計画のメリット♪

- 指定特定相談支援事業者から、適切なサービスの組み合わせの提案を受けることができます。
- 一つの計画を基に関係機関が情報を共有するので、一体的な支援を受けることができます。
- 本人の目標に基づく計画を作成することで、本人のニーズに適った支給決定を受けることができます。

門真市に在住している方のサービス等利用計画作成を実施している指定特定相談支援事業所

事業所名	住所	電話	担当

市内の事業者をご紹介されています。

平成２９年１月
門真市障がい児者相談支援連絡会作成

～相談支援の充実～

サービス等利用計画の作成

平成 24 年４月、障がい者自立支援法・児童福祉法の一部改正（現障がい者総合支援法）により、障がい福祉サービス・障がい児通所支援を利用するすべての利用者の方にサービス等利用計画を作成することとなりました。

サービス等利用計画とはどんな計画？

サービス利用者の課題解決や、適切なサービス利用を支援するために作成するものです。計画には、本人の解決すべき課題、その支援方針、利用するサービスなどが記載されます。

サービス等利用計画を作る人は？

市が指定する「指定特定相談支援事業者」・「指定障がい児相談支援事業者」が作成します。門真市では事業者一覧名簿を作成しておりますので、そちらを参考に選択してください。

また、事業者に代わり、利用者本人もしくは、家族等が作成することもできます。（セルフケアプラン）

計画作成にかかる費用は？

利用者の方が負担する費用はありません。計画を作成した「指定特定相談支援事業者」・「指定障がい児相談支援事業者」に対しては、門真市から報酬が支払われます。セルフケアプランの場合は、作成者に対して報酬は支払われません。

個別支援計画との違いは？

サービス等利用計画は、指定特定相談支援事業者が作成する計画で、自立した生活をするために、どのようなサービスをどんな目的で利用するかを記した総合的なプランです。個別支援計画は、サービス提供事業者（通所施設や居宅介護事業者など）が、サービスごとに、どんな支援をするのかを記したプランです。

計画を作っていないとどうなる？

計画が作られていなくても現在受けているサービスは利用できますが、原則として、全てのサービス利用者は計画の作成をすることとされています。

門真市では全てのサービス利用者に計画が作成できるよう、事業者の整備等を行っております。より適切な支援を受けていただくために計画作成のご理解と、作成への協力を宜しくお願い致します。

♪サービス等利用計画のメリット♪

- 指定特定相談支援事業者から、適切なサービスの組み合わせの提案を受けることができます。
- 一つの計画を基に関係機関が情報を共有するので、一体的な支援を受けることができます。
- 本人の目標に基づく計画を作成することで、本人のニーズに適った支給決定を受けることができます。

○門真市に在住している方のサービス等利用計画作成を実施している指定特定相談支援事業所

事業所名	住所	電話	担当

市内の事業者をご紹介されています。

障がい福祉サービス利用の流れ

（桜の印）が計画作成に伴って追加された手続きです。

①～⑮の順番は基本的な順序となっています。順番が前後する場合もあります。

①申請　利用者が、門真市にサービス利用申請を行います。

↓

②計画案の提出依頼　門真市から利用者に対し計画案の提出を依頼します。

↓

③契約　利用者は、相談支援事業所リストを参考に、計画を作成できる指定特定相談支援事業者と契約をします。

↓

④計画案作　【指定特定相談支援事業者にサービス等利用計画案・障がい児支援計画案提出依頼書】を提出し、利用計画案を作成してもらいます。

↓

⑤聞き取り調査（障がい支援区分の一次判定）　利用者本人の心身の状況や、介護者の状況などの調査を門真市が行います。
③④計画案作と⑤⑥支援区分調査は同時進行。

↓

⑥審査（障がい支援区分の二次判定）　一次判定結果・医師意見書・認定調査特記事項をもとに、審査会で障がい支援区分、認定有効期間を判定し、障がい支援区分が認定されます。

↓

⑦区分認定通知の送付　門真市から【区分認定通知】を発送しますので利用者は特定相談支援事業所にその旨を連絡し計画案を作成してもらいます。

↓

⑧計画案提出　指定特定相談支援事業者によって作成された計画案を門真市に提出します。

↓

⑨サービス調整会議（判定会議）　二次判定、計画案をもとに、支給の要否が決定されます。

↓

⑩支給決定　門真市が支給決定の内容を記載した受給者証を利用者に交付します。

↓

⑪サービス利用事業者との契約　利用者は、サービス利用事業者と契約をします。

↓

⑫サービス利用　利用者は、サービスの利用が可能となります。

↓

⑬サービス担当者会議　利用者は特定相談支援事業者と、サービス利用事業者と一緒にサービスについて確認します。

↓

⑭本計画提出　利用者と指定特定相談支援事業者、サービス提供者と一緒に確認しながら作成された計画を門真市に提出します。

↓

⑮モニタリング　支給決定後、一定期間ごとに指定特定相談支援事業者によって計画の見直しを行います。

平成２８年７月
門真市障がい児者相談支援連絡会作成

～相談支援の充実～

障がい児支援利用計画の作成

平成 24 年４月、障害者自立支援法(現障害者総合支援法)・児童福祉法の一部改正により、障がい福祉サービス・障がい児通所支援を利用するすべての児童に障がい児支援利用計画を作成することとなりました。

障がい児支援利用計画とはどんな計画？

サービスを利用する児童の課題解決や､適切なサービス利用を支援するために作成するものです。計画には、本人の解決すべき課題、その支援方針、利用するサービスなどが記載されます。

個別支援計画との違いは？

障がい児支援利用計画は、指定障がい児相談支援事業者が作成する計画で、適切な療育の為に、どのようなサービスをどんな目的で利用するかを記した総合的なプランです。一方、個別支援計画とは、サービス提供事業者（通所施設や居宅介護事業者など）が、サービスごとに、どんな支援を　するのかを記したプランです。

障がい児支援利用計画を作る人は？

市が指定する「指定障がい児相談支援事業者」が作成します。門真市で　は事業者一覧名簿を作成しておりますので、そちらを参考に選択してください。

計画作成にかかる費用は？

利用する児童が負担する費用はありません。計画を作成した「指定障がい児相談支援事業者」に対しては、門真市から報酬が支払われます。

障がい児支援利用計画を作っていないとどうなる？

計画が作られていなくても現在受けているサービスは利用できますが、原則として、全てのサービスを利用する児童が計画の作成をすることとされています。

市では全てのサービスを利用する児童に作成していただけるよう、事業者の整備等を行っております。より適切な支援を受けていただくためにも、ぜひ作成をお願いします。

♪障がい児支援利用計画のメリット

- 指定障がい児相談支援事業者から、適切なサービスの組み合わせの提案を受けることができます。
- 一つの計画を基に関係機関が情報を共有するので、一体的な支援を受けることができます。
- 児童の目標に基づく計画を作成することで、児童、保護者のニーズに適った支給決定を受けることができます。

○門真市に在住する児童の障がい児支援利用計画
　作成を実施している指定障がい児相談支援事業者

事業所名	住所	電話	担当
市内の事業者をご紹介されています。			

障がい児通所支援利用の流れ

①～⑫の順番は基本的な順序となっています。順番が前後する場合もあります。

①申請	保護者が、門真市にサービス利用申請を行います。
②勘案事項調査 サービスの利用意向聴取	児童本人の心身の状況や、保護者の状況などの聞き取り調査を門真市が行います。
③計画案の提出依頼	門真市から保護者に対し計画案の提出を依頼します。
④契約	保護者は、相談支援事業所リストを参考に、計画を作成できる指定障がい児相談支援事業者と契約をします。
⑤計画案作成	指定障がい児相談支援事業者に障がい児支援計画案提出依頼書（申請時に市からもらえる書類です） を提出し、支援計画案を作成してもらいます。
⑥計画案提出	指定障がい児相談支援事業者によって作成された計画案を門真市に提出します

⑦支給決定	門真市が支給決定の内容を記載した受給者証を保護者に交付します。
⑧サービス利用事業者との契約	保護者は、サービス利用事業者と契約をします。
⑨サービス担当者会議	保護者と児童は、指定障がい児相談支援事業者と一緒にサービスについて確認します。
⑩本計画提出	保護者と指定障がい児相談支援事業者、サービス提供事業所と一緒に確認しながら作成された計画を門真市へ提出します。
⑪サービス利用	全ての手続きが完了し、サービスの利用が可能となります。
⑫モニタリング	支給決定後、一定期間ごとに指定障がい児相談事業者によって計画の見直しを行います。

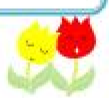

（２）岸和田市での取り組み

①サービス等利用計画・障がい児支援利用計画岸和田市Ｖｅｒ

岸和田市版　計画書様式の作成

- 同じ内容を何度も記載する部分がある
- 利用者が見やすい様式にできないか
- 確認して記載しておく方がいい項目もある

等の意見が部会で挙がる。より一層誰にとっても“わかりやすい計画書”の作成が出来るよう、計画案、計画、モニタリング報告書の岸和田市版の計画様式を作成することになった。

24

計画案（一部を変更）

別紙１

～利用者の現状（基本情報）～　（　新規　・　継続　）　岸和田市Ver

作成日	平成　年　月　日	相談支援事業者名		計画案作成担当者	
1．利用者の状況					
氏　名		生年月日（歳）	MT SH　年　月　日　歳	性別	男　・　女
住　所	岸和田市　町			電話番号（自宅）	
	[持家・借家・グループ・入所施設・医療機関・その他(			電話番号（携帯）	
学校名（児童の場合に記載）				学年	小・中・高（　）年生
障害年金の有無	無・1級・2級・3級	障害（[illegible]・程度）区分	無・1・2・3・4・5・6	FAX番号	
生活保護受給の有無	有（　CW）・無	金銭管理	[illegible]管理・日常生活自立支援事業・その他(　)	介護度	非該当・支援１・２・介護１・２・３・４・５
障害または疾患名	身【1/2/3/4/5/6/7 級】（肢/聴/視/心/腎/直/小/ぼ/言/平）・知【A/B1/B2】・精【1/2/3 級】（疾患名：　）				

医療機関（現在通院している病院が　ある　・　ない　）、注意事項等

①（　病院）【　科】…主治医＿＿Ｄｒ、疾患名＿＿＿＿＿、（　）回／（　）週のペースで通院中
②（　病院）【　科】…主治医＿＿Ｄｒ、疾患名＿＿＿＿＿、（　）回／（　）週のペースで通院中
③（　病院）【　科】…主治医＿＿Ｄｒ、疾患名＿＿＿＿＿、（　）回／（　）週のペースで通院中

25

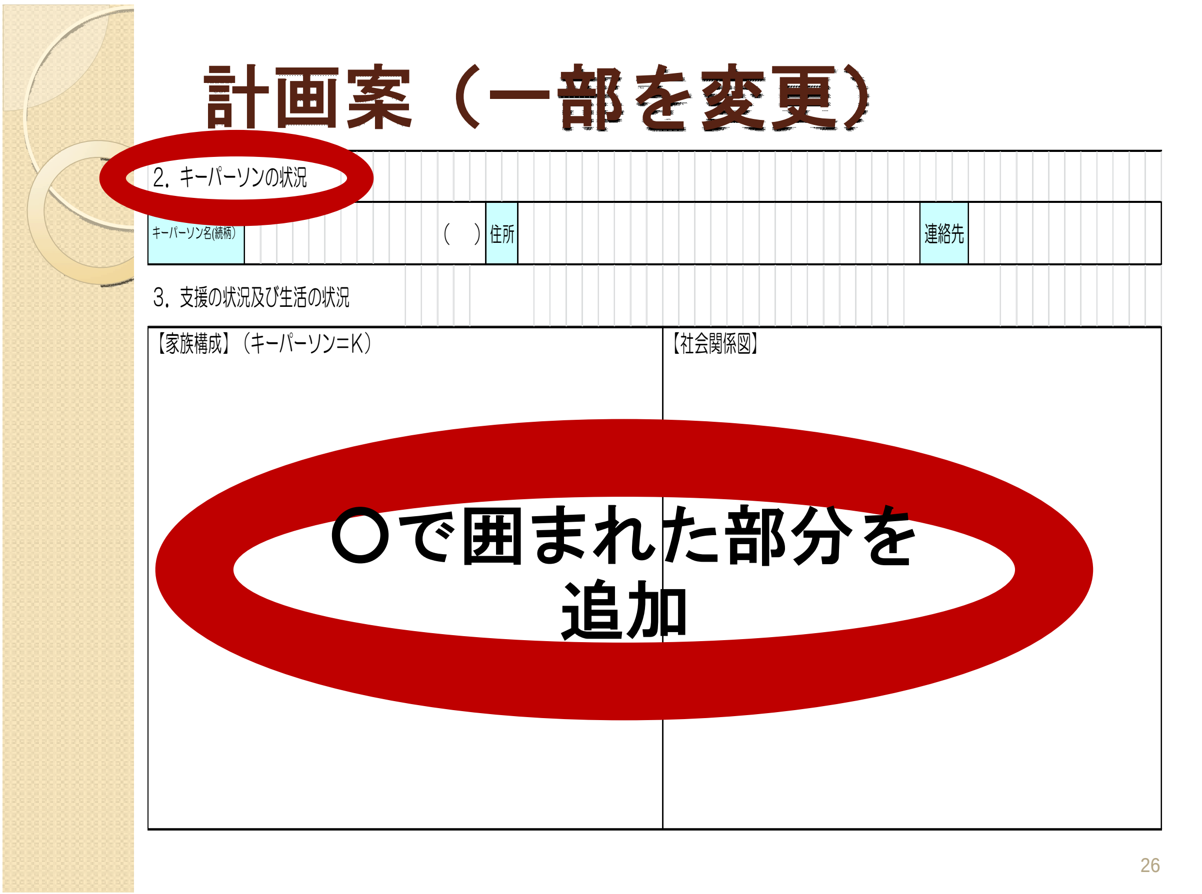
計画案（一部を変更）
2. キーパーソンの状況
キーパーソン名(続柄)
（　）
住所
連絡先
3. 支援の状況及び生活の状況
【家族構成】（キーパーソン=K）
【社会関係図】
○で囲まれた部分を追加
26

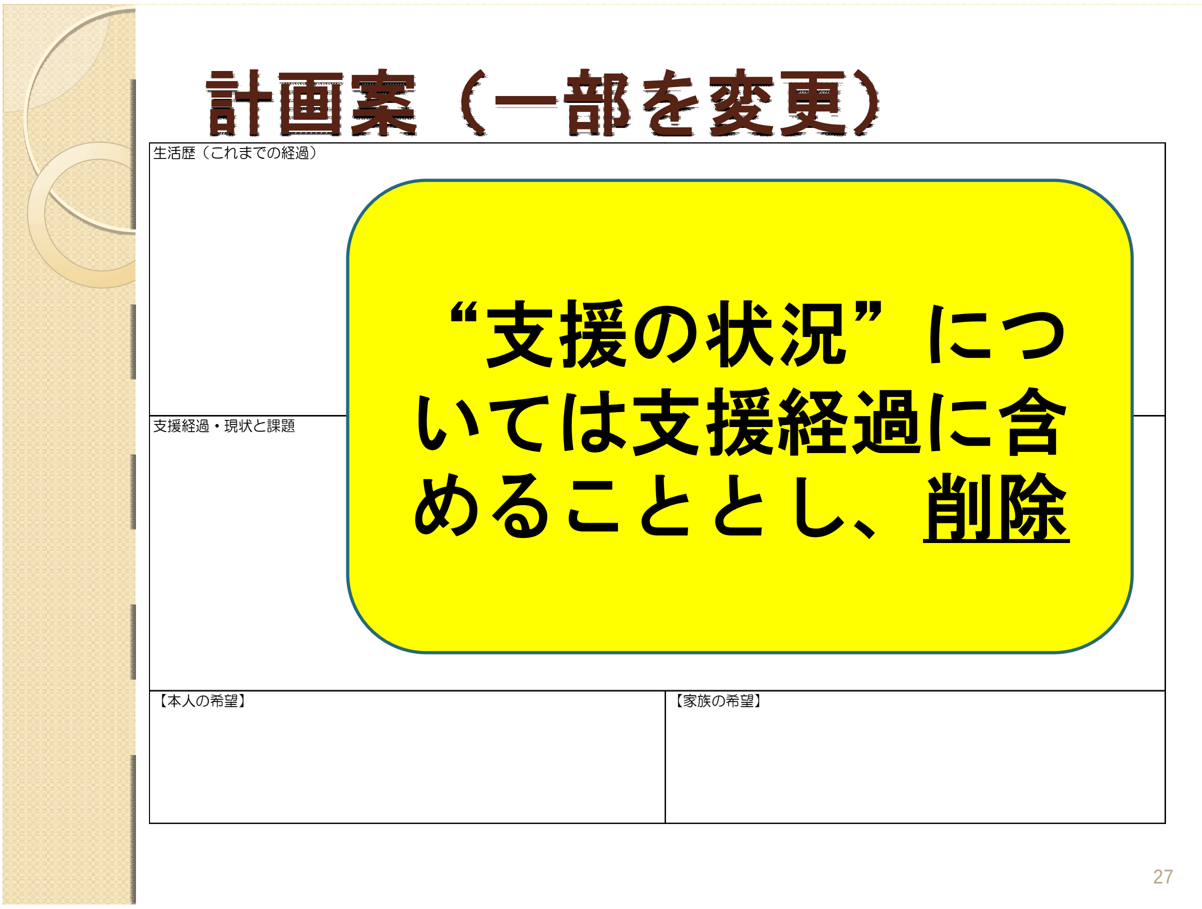
計画案（一部を変更）
生活歴（これまでの経過）
支援経過・現状と課題
“支援の状況”については支援経過に含めることとし、削除
【本人の希望】
【家族の希望】
27

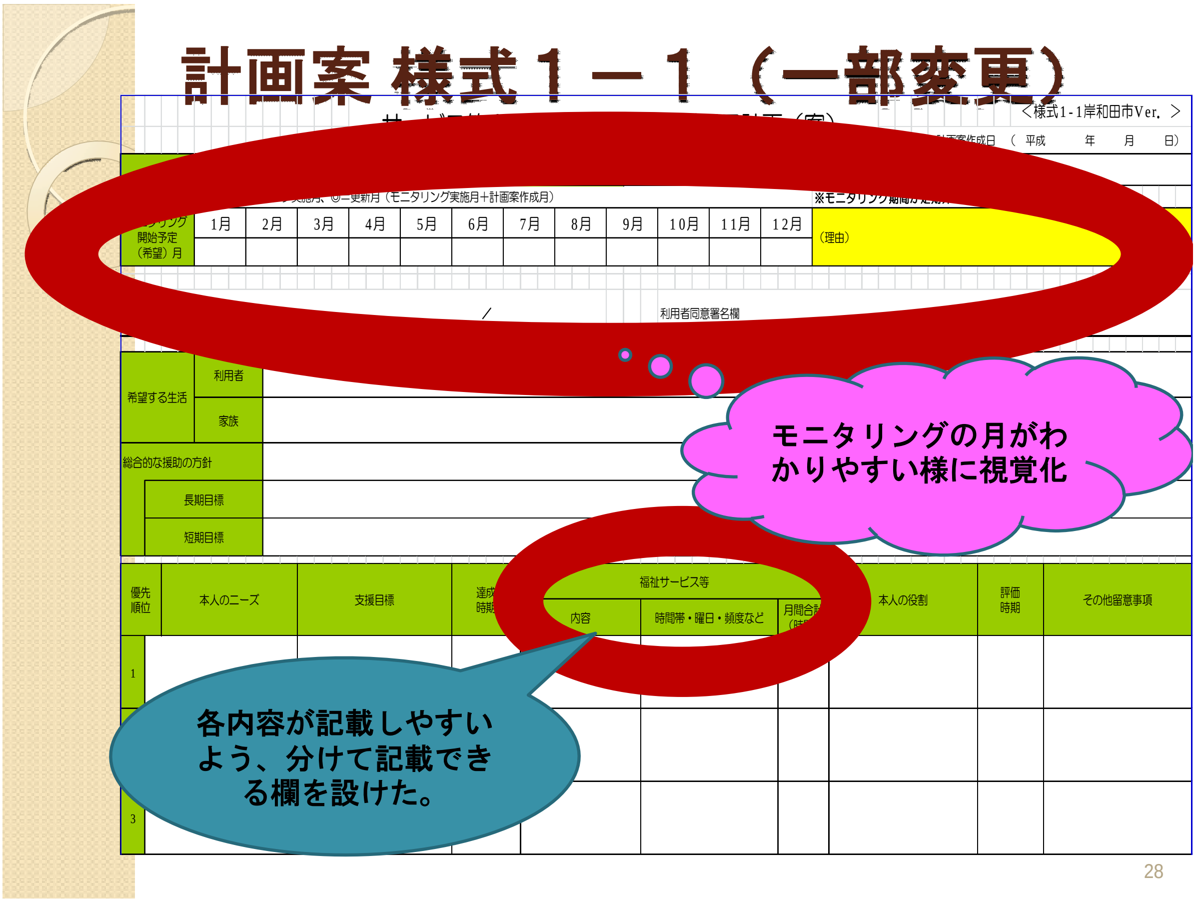
計画案 様式１－１（一部変更）
<様式1-1岸和田市Ver.>
モニタリング開始予定（希望）月
1月
2月
3月
4月
5月
6月
7月
8月
9月
10月
11月
12月
（理由）
利用者同意署名欄
希望する生活
利用者
家族
総合的な援助の方針
長期目標
短期目標
優先順位
本人のニーズ
支援目標
福祉サービス等
内容
時間帯・曜日・頻度など
本人の役割
評価時期
その他留意事項
モニタリングの月がわかりやすい様に視覚化
各内容が記載しやすいよう、分けて記載できる欄を設けた。
28

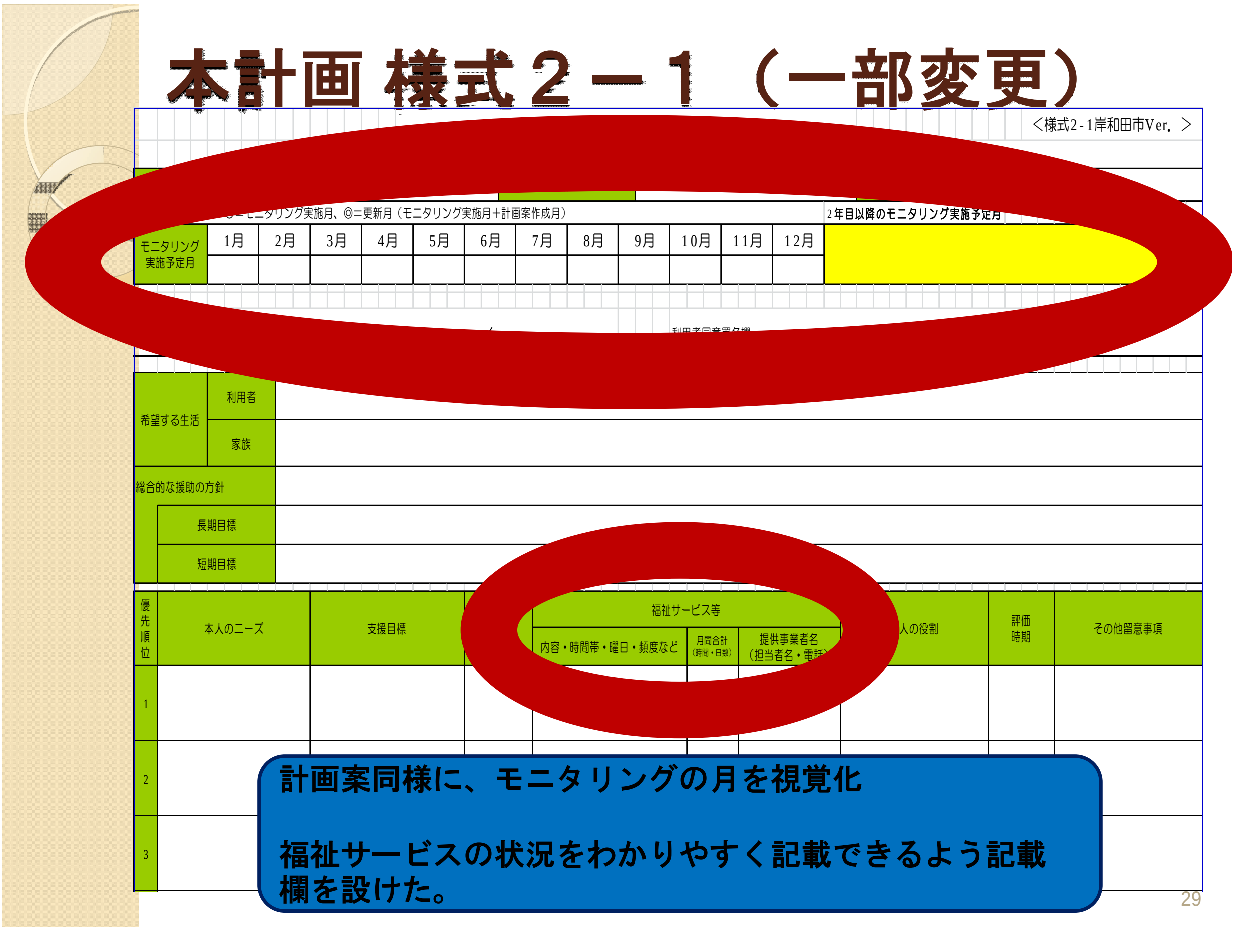
本計画 様式２－１（一部変更）
<様式2-1岸和田市Ver.>
○＝モニタリング実施月、◎＝更新月（モニタリング実施月＋計画案作成月）
2年目以降のモニタリング実施予定月
モニタリング実施予定月
1月
2月
3月
4月
5月
6月
7月
8月
9月
10月
11月
12月
希望する生活
利用者
家族
総合的な援助の方針
長期目標
短期目標
優先順位
本人のニーズ
支援目標
福祉サービス等
内容・時間帯・曜日・頻度など
月間合計（時間・日数）
提供事業者名（担当者名・電話）
評価時期
その他留意事項
計画案同様に、モニタリングの月を視覚化
福祉サービスの状況をわかりやすく記載できるよう記載欄を設けた。
29

モニタリング報告書（一部変更）

具体的な取り組みについて（H27年度）

H27年実施月	勉強会内容
４月	H27年度からの変更点について 障害者支援課、児童育成課より説明
６月	地域移行支援について 相談支援事業所より説明
８月	高次脳機能障害の基礎知識と地域での支援 講師　市内病院ＯＴ
10月	グループワーク（相談員が抱える困難事例） ５グループに分かれ支援方法について検討 （市職員＋専門員混在グループ）市の新任職員も数名参加
12月	情報交換会（早朝支援、医的ケア、ＧＨの空き等） 実際に対応で困っている課題を部会で検討
２月	（予定）人格障害とは～特徴と支援方法について～ （予定）講師　大阪府こころの健康総合センター　医師

（３）泉佐野市での取り組み

①サービス等利用計画チェックシート・サービス等利用計画評価表

サービス等利用計画の評価実施による相談支援の質の向上について

■相談支援の質の向上及び評価チェックシートの目的

障害者総合支援法では、障害のある人のニーズを的確に踏まえ、ご本人を中心としたサービス等利用計画を作成し、必要なモニタリングを実施することによって、良質なケアマネジメントの推進を図っていくことが求められています（泉佐野市では、第3次障害者計画及び第４期障害福祉計画に施策として位置づけ）。本市では、「泉佐野市・田尻町基幹相談支援センター　あいと」に、サービス等利用計画の評価を委託することなどにより、相談支援の質の向上を図っています。評価の手法については、日本相談支援専門員協会が発行した『サービス等利用計画評価サポートブック』を参考に行います。

「サービス等利用計画」が、ケアマネジメントプロセスを踏まえたうえで障害者の地域生活支援の一層の推進に向けて、「利用者に寄り添い、希望する生活を実現する手助けをする計画」として一定の質を確保できているか、粗製乱造に陥っていないか、相談支援事業者は常に自己チェックを行う必要性と、あわせて、相談支援体制の整備を進める行政・自立支援協議会も総合的な視点から計画を評価し、よりよい計画を作成できるよう事業者に助言・指導する必要性から、サービス等利用計画が円滑に作成され、また、その計画の水準を一定に保つことができるよう、相談支援事業者、行政・自立支援協議会がそれぞれの立場から計画を評価するための具体的な指標、評価内容、体制等を提示することを目的にこのシートを活用いたします。

■評価チェックシート活用の視点

「サービス等利用計画」は、障害者の現在の生活の状況等に関する基本情報や個別のアセスメントから導き出された一つ一つの生活課題（ニーズ）を解決し、「こうやって生活したい」「こんなことをやってみたい」という利用者が希望する生活を実現していくために、具体的な手段を示しながら一歩ずつ解決していくための計画を表したものです。相談支援事業所及び相談支援専門員の方におかれましては、大阪府障がい者自立支援協議会作成の『大阪府相談支援ガイドライン』及び『大阪府相談支援ハンドブック』、並びに日本相談支援専門員協会作成の『サービス等利用計画作成サポートブック』と併せて、『サービス等利用計画評価サポートブック』をご参照いただき、ケアマネジメントの理念、理論、技術等を考慮し計画を作成してください。

■ファイル操作上の留意点

「評価チェックシート」のピンクで網掛けをしたセルを入力してください。「評価チェックシート」の入力が完了すると「チェック結果シート」に自動的に数値等が入ります。

はじめに「評価チェックシート」の利用者氏名、計画作成者、事業所名、評価日を入力してください。「チェック結果シート」にはこれらの情報は自動的に反映されます。

チェック項目ごとに、チェックポイントを読みながらサービス等利用計画案を評価し、1～4のいずれかの数字を入力してください。（4：とてもわかりやすい　3：わかりやすい　2：わかりにくい　1：わからない・書面だけでは評価不可能）

評価欄のセルには、1～4の数値しか入力できません。1～4以外を入力してReturn keyを押した場合、エラーが出ます。

次の場合は計算不能となりますので、「チェック結果シート」が正しく表示されません。
*シート名を変更した場合
*シート・行・列を挿入・削除した場合。
*未回答箇所がある場合。

通常のエクセルシートと同じですので、評価途中で保存すれば、その状態で保存されます。再開して全評価欄入力すると結果が表示されます。(セキュリティの関係でスコアが出ないときはオプションをクリックしてコンテンツを有効に切り替えてください)

■このシートの具体的活用法

このシートは、厚生労働省平成24年度障害者総合福祉推進事業「サービス等利用計画の評価指標に関する調査研究事業」の一環として日本相談支援専門員協会が作成した、『サービス等利用計画評価サポートブック』に掲載されている「サービス等利用計画評価チェックシート」を一部改編しています。

●特定相談支援事業所のサービス等利用計画の新規及び更新作成時に、基幹相談支援センターあいと（以下「あいと」という。）は、その作成した記載に基づき評価を行います。具体的には、①計画案、②計画、③モニタリング報告書を提出時に、評価チェックシートに基づき評価を行います。あいとは、その結果（評価表と評価チェックシート）を、行政に提出するとともに、特定相談支援事業所にフィードバックします。

●行政とあいとは、共同して、評価内容に基づいて、地域の相談支援の強みと弱みを現状分析し、泉佐野市及び田尻町の相談支援の質の向上を図るにあたって必要な研修内容について協議し、その案を自立支援協議会に提出します。

●協議会の意見を踏まえたうえで、必要な研修を適宜実施します。

●行政は、障害者総合支援法の規定に基づき、事業所への指導監査を行います。泉佐野市及び田尻町において指定されている事業所におきましては、この相談支援の質の向上の取り組みに積極的に参加いただくことにより、当該指導監査項目上のプラス評価を受けることが可能となります。

●特定相談支援事業所の選択は、これを必要とする当事者の方の自由ですが、あいとが当事者の方からの当該事業所選択の相談に応じる際の参考資料の一部とします。

日本相談支援専門員協会作成『サービス等利用計画評価サポートブック』掲載「サービス等利用計画評価チェックシート」を一部改編

サービス等利用計画評価チェックシート

利用者氏名：		市町名：	
相談支援専門員名：		チェック機関：	泉佐野市・田尻町基幹相談支援センター あいと
事業所名：		評価日：	

チェック項目	チェックポイント	計画チェック箇所	評価
1 エンパワメント、アドボカシーの視点			
(1) 本人の思い・希望の尊重	●「こうやって生活したい」「こんなことをやってみたい」という本人の思い・願いができるだけ具体的な言葉を使って表現されているか。 ●これを踏まえて本人が希望する生活の全体像が記載されているか。 ●本人の意向を汲み取ることが難しい場合、本人の意思伝達・意思確認手段がきちんと記載されているか。	1-①②③④⑥ 2-④	
(2) 本人の強み（ストレングス）への着眼	●本人が持っている力、強み、できること等が、潜在的なものも含めて評価され、前向きな言葉や表現で記載されているか。 ●「…できない」といったマイナスの言葉、表現で埋め尽くされていないか。	1-①⑥⑪⑬ 5-①④⑤	
(3) 本人が行うことの明確化	●支援やサービスを受けながらも、全てを他に拠るのではなく、本人ができる（できそうな）役割をもつことが明確に記載されているか。	1-⑪	
(4) 本人にとっての分かりやすさ	●できるだけ本人の言葉や表現を使い、障害特性も考慮し、わかりやすく工夫された表現、本人の意欲を高め自分のこととして捉えられるような表現で記載されているか。	全ての項目（特に、1-①②③④⑥⑦）	
(5) 目標設定の妥当性と権利擁護	●本人の権利を擁護し、本人が試行錯誤して時には失敗から学ぶこと（トライアンドエラー）も視野に入れ、段階的に達成可能（スモールステップ）で本人の意欲を高めることができる具体的な目標が記載されているか。 ●単なる努力目標、実効性や本人のペースを無視した過度な負担が生じる目標、達成困難な目標が記載されていないか。 ●単なるサービス内容が目標として記載されていないか。	1-①～⑧⑫ 2-④	
2 総合的な生活支援の視点			
(1) 目指す生活の全体像の明示	●最終的に到達すべき方向性、サービス提供によって実現する、本人が希望する生活の全体像が、総合的かつ具体的に記載されているか。（生活者に対する「総合支援」計画と読み取れるか）	2-④	
(2) 障害福祉サービス利用に限定しない生活全体の考慮	●生活する上でサービスの利用の必要性がない課題（ニーズ）についても網羅し、単にサービスを利用するためではなく、本人が希望する生活を実現するための課題を記載しているか。	1-⑥ 2-②	
(3) 障害福祉以外のサービスやインフォーマルな支援の有無	●障害福祉だけでなく、保健、医療、教育、就労、住宅、司法等の幅広い領域のサービス、及び公的支援（障害福祉サービス等）だけでなく、その他の支援（インフォーマルサービス）が、本人ニーズに基づき、必要に応じて記載されているか。 ●記載されていない場合、その理由が明確にされているか。	1-⑨⑩⑬ 2-①②③ 6-②③	
(4) 1週間、1日の生活の流れの考慮	●週間計画表の1週間、1日の生活の流れをみて、望む生活を可能とする支援（障害福祉サービス以外を含む）が網羅され、総合的に生活全体をイメージできる記載になっているか。 ●本人による活動、家族による支援等も記載されているか。	2-①②③	
(5) ライフステージや将来像の意識	●乳幼児期・学齢期・成人期それぞれのステージ間に切れめがないよう、これまでの支援方針や各種計画（保育の計画、個別の教育支援計画等）が活かされ、次のステージに向けたトータルプランとなっているか。 ●単に過去のものを引き継ぐのではなく、将来を見通した総合的な計画になっているか。	1－①②③④	
3 連携・チーム支援の視点			
(1) 支援の方向性の明確化と共有	●支援に関わる関係機関等が共通の理解をもって取り組めるよう、支援の方向性が、明確、かつ、具体的に記載されているか。 ●解決すべき課題、支援目標、達成時期、サービス提供内容、本人の役割、評価時期等に整合性を持たせて記載されているか。	1-①～⑬ 2-①②③④	
(2) 役割分担の明確化	●相談支援専門員が多くの問題を一人で抱え込まずに、支援に関わる関係機関それぞれに役割を分担し、連携した取り組みができるよう、その内容が具体的に記載されているか。（チームによる「総合支援」計画と読み取れるか） ●関係機関が見て、自分の役割が分かりやすく体系的に記載されているか。相互連携のための連絡網が記載されているか。	1-⑨⑩⑪⑬ 2-①③	
(3) 個別支援計画との関係	●サービス提供事業所が個別支援計画を作成する上で、支援の方向性やサービス内容を決める際の基礎情報となることを意識して分かりやすく記載されているか。（抽象的で誰にでも当てはまるような内容になっていないか） ●サービス提供事業所が個別支援計画作成の参考にできる情報や事業所に対するメッセージが記載されているか。（単なるサービス内容だけでない、具体的な支援のポイント等が分かりやすく記載されているか）	1-①～⑬ 3-①②③④⑤⑨	
(4) サービス提供事業所の情報把握	●サービス提供の内容、頻度、支援者としての意見等について、サービス提供事業所から聞き取り、記載されているか。	3-①②③④⑤⑨	
(5) 地域資源情報の把握	●地域の社会資源を把握し、必要に応じて自立支援協議会、地域関係の中で連携可能な近隣住民や関係者等から意見を聞き取り、記載されているか。	1-⑨⑩⑬ 2-②③ 3-②⑤⑨ 4-②③	
4 ニーズに基づく支援の視点			
(1) 本人のニーズ	●本人の意向、希望する生活が具体的、かつ、的確に把握され、「～したい」「～なりたい」等、本人の言葉として表現され、記載されているか。 ●本人が優先的に解決したいと思う課題や取り組みたいという意欲的な課題から優先する等、本人の意向を十分汲み取って記載されているか。 ●本人の意向を汲み取ることが難しい場合、家族や支援者から十分な聞き取りをした結果が記載されているか。	1-①④⑤⑥⑪ 5-④	
(2) 家族の意向	●家族の意向を具体的に的確に把握し、記載されているか。 ●本人の意向と明確に区別し、誰の意向かが分かるように明示して記載されているか。	1-①⑥⑬ 5-⑤	
(3) 優先順位	●本人が意欲を持ってすぐに取り組める課題、緊急である課題、本人の動機付けとなる課題、すぐに効果が見込まれる課題、悪循環を作りだす原因となっている課題、医師等の専門職からの課題等を関連付け、緊急性、重要性を考慮して、まず取り組むべき事項から適切に優先順位がつけられているか。	1-②③④⑤⑥⑪	
(4) 項目間の整合性	●本人のニーズを踏まえて作成された計画について、サービス、役割、評価時期などの項目は整合性が取れているか。	1-⑤～⑬	
(5) 相談支援専門員の総合的判断	●相談支援専門員の専門職としての総合的判断（見立て）と本人の意向、ニーズが一致した記載となっているか。一致しない場合、その調整方法も記載されているか。 ●本人の要望だけが記載されていたり、支援者側からの一方的な提案だけになっているといった、専門職としての判断のない記載となっていないか。	1-①～⑦⑪ 2-④ 5-④⑤	
5 中立・公平性の視点			
(1) サービス提供法人の偏り	●サービス提供法人が特定の法人（特に相談支援事業所の運営法人）に偏っていないか。偏っている場合、その理由が明確にされているか。	1-⑨⑩⑬ 2-①③	
(2) 本人ニーズとの比較	●本人ニーズや生活実態に合わせた適正な計画となっているか。サービスが過大、過小な計画になっていないか。	1-①～⑥⑨⑪⑫ 2-③④ 5-④⑤	
(3) 同じような障害者との比較	●同じような障害、同じようなサービスを必要とする障害者と比較して、過大、過小な計画となっていないか。なっている場合にそうなった合理的理由を明確に記載しているか。	1-⑦～⑬ 2-①③	
(4) 地域資源との比較	●本人ニーズに基づいた地域支援の活用であることがきちんと説明できているか。 ●選択できる地域資源があるにも関わらず、既存のサービス提供事業所での継続利用だけの計画になっていないか。	1-⑨⑩ 5-⑦	
(5) 支給決定基準の参照	●行政の支給決定基準に合わせた機械的な計画になっていないか。	1-⑥⑦⑧⑨⑩ 2-①③	
6 生活の質の向上の視点			
(1) サービス提供状況	●サービス等利用計画通りにサービスが提供されたか、事業者として本人の生活の変化をどう捉えているかについてサービス提供事業所に聞き取った結果が記載されているか。 ●その聞き取りは「いつ」「誰に」「どのように」実施したかが記載されているか。	3-①～⑨	
(2) 本人の感想・満足度	●本人がサービスの内容や事業所等について満足しているか、不満や改善してほしいことはないかについて聞き取った結果が記載されているか。 ●その聞き取りは「いつ」「誰に」「どのように」実施したかが記載されているか。	3-①～⑨	
(3) 支援目標の達成度	●サービス等利用計画通りにサービスが提供され、どの程度まで支援目標で掲げた状態に近づいたかについて検討した結果が記載されているか。 ●その検討は、「いつ」「誰と」「どのように」実施したかが記載されているか。（本人・家族・事業所への聞き取り、個別支援計画の確認、サービス等調整会議の開催等）	3-②③④⑤	
(4) 計画の連続性	●本人ニーズ、関係機関の支援、ライフステージ等に変化がないか確認した結果が記載されているか。 ●未達成の支援目標、新たな課題への対応について検討し、必要に応じて計画の変更を行った結果の概要が記載されているか。（計画変更した場合は変更理由、具体的なサービス種類・量・週間計画の変更内容。変更しなかった場合はその理由） ●上記の確認・検討は、「いつ」「誰と」「どのように」実施したかが記載されているか。（本人・家族・事業所への聞き取り、個別支援計画の確認、サービス等調整会議の開催等）	3–①～⑨ 4-①②③④	
(5) 全体の状況	●モニタリング会議での総合的判断を反映し、全体の状況を的確に把握した上で、今後の方向性が記載されているか。	3-①⑥⑦⑧ 4-①④	

日本相談支援専門員協会作成『サービス等利用計画評価サポートブック』掲載「サービス等利用計画評価チェックシート」を一部改編

サービス等利用計画評価表

利用者氏名： 0
計画作成者： 0
チェック機関： 泉佐野市・田尻町基幹相談支援センター あいと
評価日： 0

	満点	チェック結果
1 エンパワメント、アドボカシーの視点	20	0.00
2 総合的な生活支援の視点	20	0.00
3 連携・チーム支援の視点	20	0.00
4 ニーズに基づく支援の視点	20	0.00
5 中立・公平性の視点	20	0.00
6 生活の質の向上の視点（モニタリング時）	20	0.00
合計	120	0.00

基本的視点

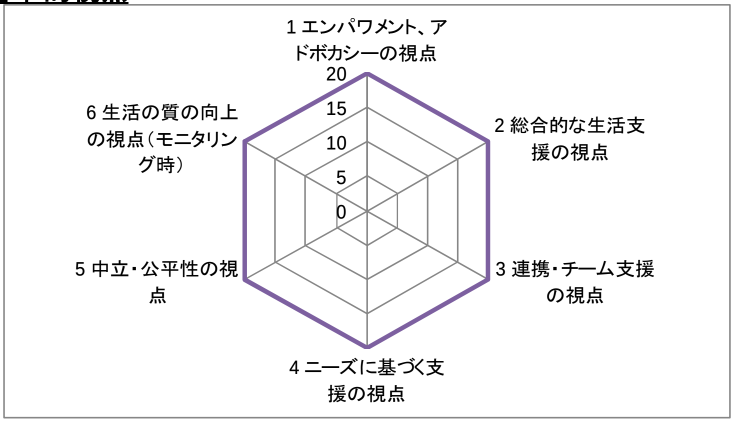

備考

日本相談支援専門員協会作成『サービス等利用計画評価サポートブック』掲載「サービス等利用計画評価チェックシート」を一部改編

②平成 28 年度ケアマネジメント部会　年間計画と実践項目

	4月			5月		6月			7月		8月		9月	10月		11月	12月		1月	2月	3月	
	第1火曜 10:00～	中旬 第2火曜 10:00～	下旬 第4火曜 10:00～	中旬 第3火曜 10:00～	下旬	第1火曜 10:00～	中旬 第2火曜 10:00～	下旬 第4火曜 10:00～	中旬 第2火曜 10:00～	下旬	2日（火曜） 10:00～	中旬 下旬	中旬 下旬	4日（火曜） 10:00～	中旬 下旬	中旬 下旬	6日（火曜） 10:00～	中旬 下旬	中旬 下旬	中旬 下旬	7日（火曜） 10:00～	中旬 下旬
ケアマネジメント部会	第1回 【ケアマネ部会】 ・部会長の選出 （定例・全体会報告等） ・年間計画確認					第2回 【ケアマネ部会】 ・評価の返し （13人分） ・研修に向けてのアンケート協力依頼					第3回 【ケアマネ部会】 〇スキルアップ研修 ①テーマ 「本人中心プラン」 ～サービス等利用計画と個別支援計画～			第4回 【ケアマネ部会】 〇スキルアップ研修 ②テーマ 「本人中心プラン」			第5回 【ケアマネ部会】 〇スキルアップ研修 ③テーマ 「本人中心プラン」				第6回 【ケアマネ部会】 〇スキルアップ研修 ④まとめ研修 4月以降の動向	
スキルアップ研修等	H27年4月以降の登録事業所対象 相談支援専門員12名	＜研修1＞ ①障害福祉サービスについて ・介護保険制度と障がい福祉制度の違い	＜研修2＞ ②福祉サービス利用と介護給付	＜研修3＞ ③支給決定と受給者証について ・支給決定の仕組み ・受給者証の見かた			＜研修4＞ ④サービス等利用計画の流れ ※大阪府相談支援従事者初任者研修のフォローアップ	＜研修5＞ ⑤基本情報（アセスメント） ・申請者の状況 ・別紙1 ・別紙2	＜研修6＞ ⑥支給決定に必要な記入事例 ・情報交換と質疑応答													
調整会議等	◇行政と基幹打ち合わせ会議 ・評価機能 ・差別解消法 ・虐待対応 （レビュー会議に向けての調整）		◆調整会議 （旧コア会議） （支給決定に基づくもの） ・計画相談数確認	◇行政と基幹打ち合わせ会議 ・評価機能他	◆調整会議 （旧コア会議）	◇行政と基幹打ち合わせ会議 ・評価機能他		◆調整会議 （旧コア会議）	◇行政と基幹打ち合わせ会議 ・評価機能他	◆調整会議 （旧コア会議）		◇行政と基幹打ち合わせ会議 ◆調整会議 （旧コア会議）	◇行政と基幹打ち合わせ会議 ・虐待レビュー会議 ・上半期評価まとめ ◆調整会議 （旧コア会議）		◇行政と基幹打ち合わせ会議 ◆調整会議 （旧コア会議）	◇行政と基幹打ち合わせ会議 ◆調整会議 （旧コア会議）	◇行政と基幹打ち合わせ会議	◇行政と基幹打ち合わせ会議 ◆調整会議 （旧コア会議）	◇行政と基幹打ち合わせ会議 ◆調整会議 （旧コア会議）	◇行政と基幹打ち合わせ会議 ◆調整会議 （旧コア会議）	◇行政と基幹打ち合わせ会議	◇行政と基幹打ち合わせ会議 ◆調整会議 （旧コア会議）

③平成 28 年度泉佐野市・田尻町自立支援協議会企画書

平成28年度　泉佐野市・田尻町自立支援協議会（わ∞ねっと）企画書

企　画　名	ケアマネジメント部会の運営

行政計画上の位置付け

いずみさのあいあいプラン（第３次泉佐野市障害者計画・第４期泉佐野市障害福祉計画）	
基　本　目　標	1　障害のある人の主体性を尊重し、いきいきと活動するための支援に取り組みます
分　　　　野	（1）相談支援・ネットワークの構築
分野の方向性	⑦ サービスの質の確保・向上
具体的施策 1-(1)-①-3	3 本人を中心としたサービス等利用計画作成によるケアマネジメントの推進

田尻町障害者計画及び第４期田尻町障害福祉計画	
施策展開の基本方向	（3）生活支援 の充実
中　分　類	(1)相談支援と権利擁護の推進
小　分　類	②相談支援体制づくり

企画の趣旨・目的	○障害福祉サービスの利用において、本人の意向に添った本人中心プランを提供する。 ○本人のニーズを的確に踏まえてサービスが提供される障害相談支援体制を構築する。
現　状	○平成26年度からケアマネジメント部会が立ち上がっている。 ○ケアマネジメント部会を毎月開催している。 ○サービス等利用計画作成に必要な相談支援専門員確保に努めている。 ○相談支援専門員のスキル向上を図るため、研修会を開催している。
長期目標	（障害者計画及び障害福祉計画における計画期間中の目標） ○一般相談、特定相談支援員が確保されて本人中心のサービス等利用計画が作成される。 ○相談支援専門員のスキル向上や横の連携強化が図られる。 ○自立支援協議会ケアマネジメント部会が相談支援専門員中心となり定期的に開催される。
到達目標	（当該年度中の目標） ○調整会議で新規ケース等の調整を行い、サービス等利用計画作成が効率よく進む。 ○専門性と資質の向上を目指す。
実施項目	（到達目標を達成するための具体的なアクション） ○相談支援従事者初任者研修修了者対象に研修を開催する。 ○毎回部会後にアンケートを実施、次回部会で報告する。 ○調整会議で事業所や相談員の担当状況を確認する。 ○他機関との連携強化を図る。
参画機関	○指定特定相談事業所　○行政部会担当者　○子育て支援課　　○基幹
備　考	○サービス等利用計画の評価（質の向上にむけて） ○本人中心計画に関する研修

平成28年度　泉佐野市・田尻町自立支援協議会（わ∞ねっと）企画書

企画名 平成２８年度ケアマネジメント部会

	専門部会	定例会	全体会	その他
4月	部会①			初任相談員研修① 初任相談員研修② 講師調整（予定確認・依頼） 調整会議
5月				
6月	部会②			初任相談員研修④ 初任相談員研修⑤ 調整会議
7月				初任相談員研修⑥ 学習会打合せ 調整会議
8月	部会③			調整会議
9月				調整会議
10月	部会④			調整会議
11月				調整会議
12月	部会⑤			調整会議
1月				調整会議
2月				調整会議
3月	部会⑥			調整会議

④平成28年4月からの泉佐野市・田尻町におけるサービス等利用計画案の流れ

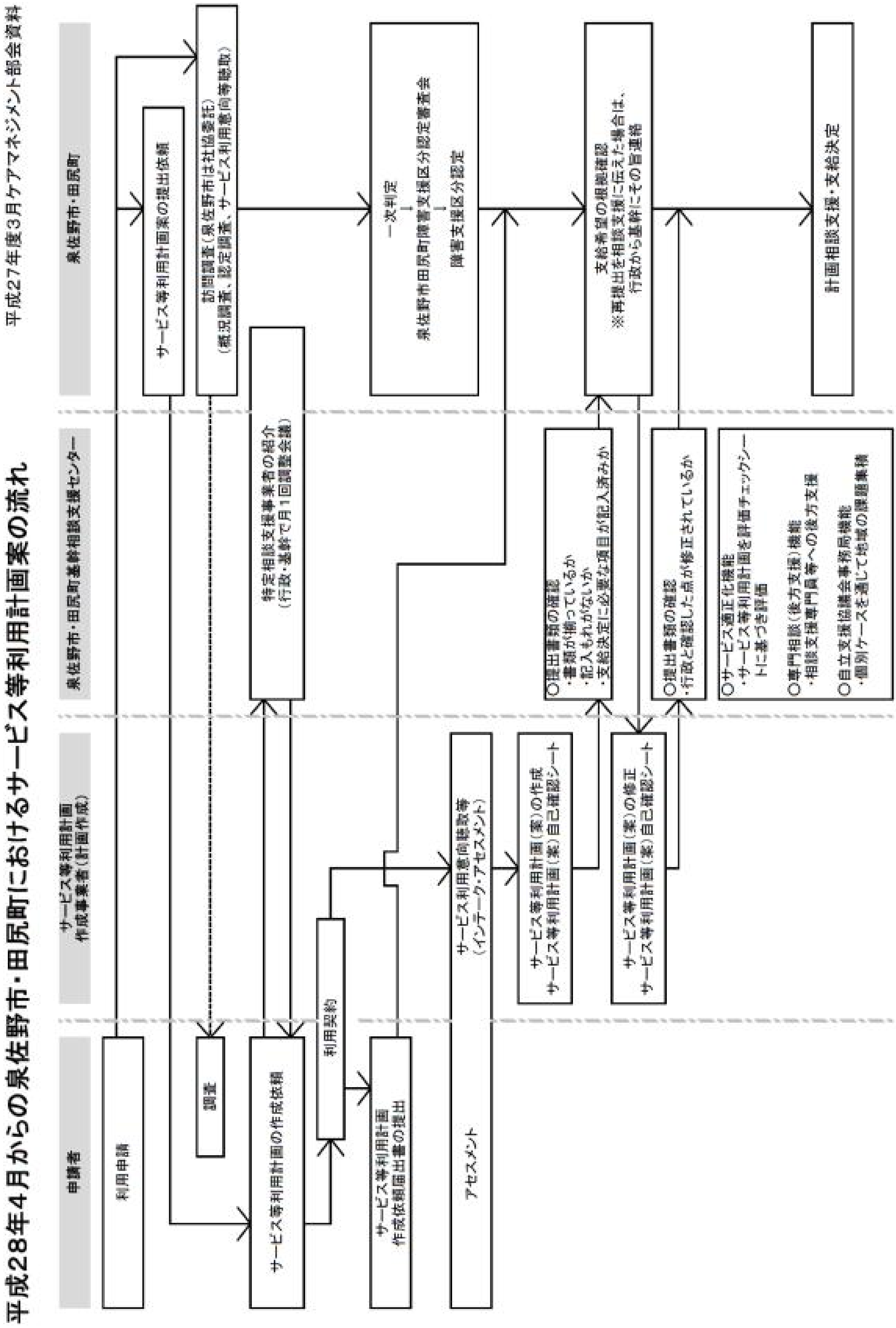

⑤泉佐野市・田尻町における計画相談支援等を推進するための取り組み

平成２７年度泉佐野市・田尻町における計画相談支援等を推進するための取り組み

取り組み内容	泉佐野市	田尻町	
計画作成の必要性を元に、各月ごとの計画作成数を相談支援事業者に提示	振分会議	振分会議	毎月１回
計画相談の進め方や事業所への働きかけ	計画相談フロー図を基に基幹職員が説明		随時
計画相談の進捗状況や事業所の実態把握等についての協議	コア会議	コア会議	アンケート
相談支援専門員に対するフォローアップのための取り組み	個別で随時対応		
特定相談事業所等に業務が集中しない配慮	コア会議	コア会議	毎月１回
計画相談支援等の業務量を分散させる配慮	コア会議 振分会議	コア会議 振分会議	毎月１回
その他	コア会議・振分会議はH２７年度のみ		

≪相談支援事業所≫

<table>
<tr><td rowspan="8">泉佐野市内
１５か所（２３名）

ケアマネ部会参加
上記＋熊取町２カ所</td><td>平成２６年以前</td><td colspan="2">２カ所（３名）</td></tr>
<tr><td>平成２６年度指定</td><td colspan="2">４カ所（５名）</td></tr>
<tr><td rowspan="6">平成２７年度指定
９カ所（１４名）
＋
既存事業所に１名追加</td><td>４月開所</td><td>２カ所（３名）</td></tr>
<tr><td>７月開所</td><td>１カ所（２名）</td></tr>
<tr><td>８月開所</td><td>２カ所（６名）</td></tr>
<tr><td>９月開所</td><td>１カ所（１名）</td></tr>
<tr><td>H28. 1月開所</td><td>２カ所（２名）</td></tr>
<tr><td>H28. 3月開所</td><td>１カ所（１名）</td></tr>
</table>

【相談支援事業所との情報共有】
- ケアマネ部会を毎月開催し、振分会議の報告及び計画相談の実績報告
- コア会議で事業所の対応可能件数を確認する事と、利用者とのマッチング作業
- 日頃より相談支援員とコミュニケーションを図り、計画作成の立て方について個別対応

【相談支援事業所向け研修】
- 事業所連絡会で「サービス等利用計画と個別支援計画の整合性」の研修
- 個別のケース相談に対し、情報提供や課題確認の後方支援

【支援学校進路懇談会に市と基幹で出席】
- 卒業後、就労支援事業所希望者について希望の確認→市で第一希望調整
- コア会議、振分会議で計画担当検討

（４）高槻市での取り組み

①自立支援協議会（ケアマネジメント会議）報告書　平成 27 年度の取り組み報告

自立支援協議会
（ケアマネジメント会議）

平成27年度の取り組み報告

平成27年度の取り組み報告

1. 相談員のケアマネジメント会議への参加状況
2. 課題等報告書の整理
3. 2つのプロジェクト　①【子ども】→【成人】引き継ぎ　②【子ども】&【成人】の情報共有・連携
4. 地域生活支援拠点についての意見集約
5. 今後の課題について

1. 相談員のケアマネジメント会議への参加状況　＊別紙①　参照

- 21事業所（基幹・カンガルー含む）、22名の相談員
- 全ての事業所が参加
- 約半数の事業所から課題等報告書の提出があった
- 課題等報告書は約20件で、2件/月程度。

H26年度の報告資料
ケアマネジメント会議の目的の明確化

- 個々の課題を地域の課題へ（小さなケアマネから大きなケアマネへ）
- 地域の課題の収集、整理したものを、運営会議へ！

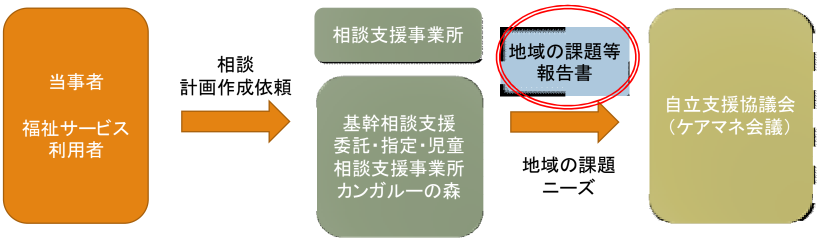

2. 課題等報告書の整理　＊別紙②　参照

1. 医療的ケアの必要な方の福祉サービスの充実
2. 障害児の通学支援（保護者が何らかの理由でバス停等に送り迎えが出来ない）
3. 緊急時のショートステイの受け入れ（緊急時にショートステイを依頼するも断られることが多い）
4. 知的障害、発達障害のある親の支援
5. 精神障害者の社会的入院、長期入院患者（精神障害者）の生活の場の確保

3. 2つのプロジェクト　①【子ども】→【成人】引き継ぎ　②【子ども】&【成人】情報共有・連携

① 【子ども】→【成人】引き継ぎ

リーダー：聖ヨハネ、wish**、あんだんて、らいと**

計画相談の引き継ぎ方法、支援学校との情報共有、卒業後の手続き（申請）等の情報共有

② 【子ども】&【成人】情報共有・連携

リーダー：スキップ、聖ヨハネ、うの花、チェリーハート

研修会の開催（12月、1月）、制度説明会の開催（2月）

4. 地域生活支援拠点についての意見集約

平成27年12月、平成28年1月のケアマネジメント会議にて、地域生活支援拠点についての意見集約を行った。

① 緊急時のショートステイの受け入れ（24時間、365日、乳幼児、医療的ケア、強度行動障害、精神障害等）

② 自立に向けての体験グループホーム（精神障害、親元からの自立、地域移行等）

③ 発達障害、強度行動障害、高次脳など専門知識をもった相談員、診療所の併設

④ 既存の福祉サービス事業所とのネットワーク

⑤ 支援員、相談員、専門職員の確保

5. 今後の課題について

1. 相談員のスキルアップ　事例検討を通して、課題を見つける視点を身につける！
2. 課題等報告書の集約、整理　→　地域の課題として表面化する！
3. 地域の課題への取り組み　→　相談員のネットワーク化　相談員として出来る事とは･･･

②自立支援協議会のまとめ（平成 27 年度実績）

			実人数	回数	内容	実績（平成28年2月3日時点）	今年度に残された課題	次年度の活動計画	平成27年度開催
平成27年度	全体会議		31	2	これまでの自立支援協議会の経過報告 平成27年度自立支援協議会の構成、今後の予定 障がい者長期計画、第3期障がい福祉計画の平成26年度実績について 障害者差別解消法関連 地域生活支援拠点関連 各ワーキングの取組報告		障がい者支援ネットワーク体制の構築に向けた検討。 協議会における地域づくりの検討。	・運営事務局会議の報告確認 ・各ワーキングの報告、運営事務局会議への指示 ・協議会全体にわたる意見交換や連携強化	年2回
	運営事務局会議		12	10	協議会の実施報告、各ワーキングの構成等、全体会議の予定 ケアマネジメント連絡会議からあがる課題報告書の検討、ワーキングへの指示 障害者差別解消法、地域生活支援拠点の状況把握 当事者部会の検討	全体会議での協議会の目的確認のための内容の検討 各ワーキングの状況把握	地域課題の整理。 協議会の進行管理や活性化、広報啓発	・各ワーキングの報告、ケアマネジメント連絡会議からの課題報告書の検討 ・協議会の進行管理	月1回
	ワーキング	ケアマネジメント会議	23	10	別紙資料参照				月1回
		地域生活・地域移行ワーキング	9	5	リーフレットを活用し、地域移行支援サービスの流れや事業説明を、病院や事業所連絡会へ行う。 職員向けの地域移行支援の説明用チラシを作成 入所施設や精神科病院からの地域移行支援の取り組みについて、地域移行支援研修会を実施 日時：平成28年2月9日（火）午後2～4時 「地域移行支援とは」	関係機関へリーフレットの配布 家族会50部、事業所連絡会日中活動系10ヶ所10部ずつ、市内精神科病院及び近隣精神科病院職員向け説明会にて約500部 精神科病院へ地域移行支援に関する研修会を実施予定	地域移行支援の対象者の選定	カルガモノートなどの、情報共有のための資源の検討 在院患者調査を活用した、病院訪問や入院患者の個別アプローチ	隔月開催
		子どもワーキング	57	9	テーマ「障がい児相談事業所と通所事業所との連携について」 お互い何が求められているか、縦横のつながり、つなぎ方、関係づくりを取り組んできました。事業所間の連携、園や学校など所属機関との連携、通所事業所と障がい児相談支援事業所との連携のとり方を事例を通じて取り組みました。グループディスカッションも3回行いました。①7月2日②10月13日③2月9日	事例発表を通じてわかりやすい連携のとり方を共有しました。 グループディスカッションで可視化しながら、普段思っている事、これまでの取り組みを出しながらアイデア、エピソードも意見交換してきました。大事にしたい事の確認や今後採用したい意見の整理をしました。その内容は参加者にフィードバックしながら共有してきました。 計画相談と個別支援計画の支援のポイントを共有する事が出来るとともに、役割分担も出来ます。 ①事業所内の連携②顔が見える連携づくり③保護者との連携	今回のテーマ「連携」については、2月9日の第3回のワーキングで終結します。 来年度から何らかの形で、障がい児相談支援事業所と通所事業所が集まる場や療育支援等を連携して継続できる仕組みづくりが必要です。 整理された課題もあります。保護者支援・子どもへの支援・スキルアップや人材育成・仕組みづくり等	平成28年度のテーマについて、2月19日のこどもワーキングで、これまでの論議の中で採用されてない課題等の中から、テーマの選択・決定を行い次回の全体会議で報告等を行います。	不定期
		進路・就労ワーキング	17	7	活動テーマ：多様なカタチをつくろう、協力して 様々な支援機関が協力して障がいのある方の多様な働き方・支援の形を創造していこうというテーマで平成27年度は活動をしてきました。 06/23 自立支援協議会の説明、アンケート・ヒアリングの報告 今後のワーキングについて意見交換 07/28 今後のワーキングについて意見交換 08/25 活動テーマ設定 啓発セミナーとケース検討を今年度実施 09/15 啓発セミナー実施案検討、ケース検討実施方法検討 10/27 啓発セミナー進捗報告、ケース検討① 11/24 啓発セミナー進捗報告、ケース検討①の振り返り 12/22 啓発セミナー進捗報告、ケース検討② 01/19 休止 02/23 啓発セミナー結果報告、ケース検討③（予定） 03/22 ケース検討④・来年度の活動について（予定） -- 10/07 啓発セミナー企画打ち合わせ 11/04 啓発セミナー企画打ち合わせ 12/21 啓発セミナー企画打ち合わせ 01/18 啓発セミナー前日準備 01/19 啓発セミナー1日目 01/25 啓発セミナー前日準備 01/26 啓発セミナー2日目 -- ケース検討：事例のタイトル ①出口をどうするか…、そのためのアセスメント… ②他の利用者から苦情が絶えない →本人のニーズと施設のサービスのマッチングの問題がみえた	①ケース検討の仕組みづくりと実践 ②啓発イベントを実施 セミナー約150名×2日間、ガイダンス約50名×2日間	①ケース検討会の展開（地域課題抽出、人材育成など） ②啓発セミナーの展開	4～6月に28年度の取り組みについて意見交換を行う予定	月1回
								平成28年2月3日時点	